



法学研究所  
第111回特別研究会

2013.7.20(SAT)  
14:30~17:30

関西大学千里山キャンパス  
児島惟謙館1階第1会議室

# 韓国における 民法改正作業の 最新動向

聴講  
自由

## — 債権法分野を中心に —

韓国民法は1958年に制定され、1960年に施行された。それ以来、50年が経過している。この間、家族法分野においては、複数回にわたる大胆な改正が実施されたが、財産法分野においては、改正はほとんど行われなかった。2009年に韓国法務省の主導の下で開始された今回の民法改正作業は、1990年代末に行われた財産法全般の改正への取組みの第2期に当たるものである。しかし、第1期における失敗を繰り返さないように、体制を整え、より本格的な改正を目指した検討を続けている。本報告では、折りもほぼ同時期に進められている日本の債権法改正へ向けた動きを念頭に置きつつ、韓国における債権法改正へ向けた取組みの最新動向を鳥瞰する。

報告

徐 熙錫 ソ・ヒソク

釜山大学法学専門大学院副教授  
平成25年度法学研究所招へい研究員  
※報告は日本語で行われます。

コメント 古谷 貴之

京都産業大学法学部助教

司会 馬場 圭太

欧州私法研究班主幹  
法学部教授

お問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35  
TEL 06-6368-0329 FAX 06-6339-7721  
E-mail hogakuken@ml.kandai.jp